

○ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年十二月二十一日 条例第三十四号）新旧対照表

（市町が処理する事務の範囲等）

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

改正案	現行
<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの （略）</p> <p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、北広島町、大崎上島町及び世羅町（安芸高田市及び坂町については、（33）に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）</p>	<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの （略）</p> <p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、大崎上高町及び世羅町（安芸高田市及び坂町については、（33）に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）</p>

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)

第三条 知事の行う許可、認可、承認等の事務で次の表の上欄に掲げるものに関し知事に提出される書類の受付に関する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

改正案		現行	
事務	市町	事務	市町
(大気汚染防止法関係) 十八の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)	竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、甘日市市、安芸高田市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町、石高原町	(大気汚染防止法関係) 十八の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)	竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、甘日市市、安芸高田市市、江田島市、世羅町及び石高原町
(水質汚染防止法関係) 二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)	竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、甘日市市、安芸高田市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町、石高原町	(水質汚染防止法関係) 二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)	竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、甘日市市、安芸高田市市、江田島市、世羅町及び石高原町

<p>(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係)</p> <p>二十二の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第六条の二第三項の規定による届出の受付</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係)</p> <p>二十二の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第六条の二第三項の規定による届出の受付</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>
<p>(ダイオキシン類対策特別措置法関係)</p> <p>二十五の二ダイオキシン類対策特別措置法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(ダイオキシン類対策特別措置法関係)</p> <p>二十五の二ダイオキシン類対策特別措置法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>
<p>(広島県生活環境の保全等に関する条例関係)</p> <p>二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(広島県生活環境の保全等に関する条例関係)</p> <p>二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>